

第 4 回 内閣と行政権 (1)

今回と次回は、内閣と行政権についてです。まず、今回は、行政権の概念について確認したうえで、内閣の組織や権能について検討します。

1. 行政権の概念

- 行政権の概念については、「法のもとに法の規制を受けながら、現実具体的に国家目的の積極的実現をめざして行なわれる全体として統一性をもった継続的な形成的国家活動」というように積極的に定義する見解（田中二郎）もあるが、消極的に定義するのが通説の見解である。

2. 内閣の組織

- 内閣は、内閣総理大臣及びその他の国务大臣で構成される合議体である（66 条 1 項）。
内閣総理大臣及び国务大臣は、_____ でなければならない（66 条 2 項）。
- 内閣総理大臣は、_____ の中から _____ が指名し（67 条 1 項）、 _____ が任命する（6 条 1 項）。国务大臣は、_____ が任命し（68 条 1 項）、 _____ が認証する（7 条 5 号）。国务大臣については、過半数が _____ であることを要し、その全員が必要はない（68 条 1 項但書）。

3. 内閣の権能・内閣総理大臣の権限

- ・ 内閣の職権は、閣議により行われる（内閣法 4 条）。閣議は原則として非公開である。
- ・ 内閣の権能には、法律の誠実な執行と国務の総理（73 条 1 号）、外交関係の処理（73 条 2 号）、条約の締結（73 条 3 号）、官吏に関する事務の掌理（73 条 4 号）、予算の作成と国会への提出（73 条 5 号）、政令の制定（73 条 6 号）、恩赦の決定（73 条 7 号）、天皇の国事行為に対する助言と承認（3 条、7 条）、衆議院の解散（後述）、最高裁判所長官の指名（6 条 2 項）、最高裁判所のその他の裁判官及び下級裁判所の裁判官の任命（79 条 1 項、80 条 1 項）などがある。
- ・ 内閣総理大臣の権限には、国務大臣の任免権（68 条）や国務大臣訴追の同意権（75 条）などがある。また、内閣総理大臣は、内閣を代表し（72 条）、法律・政令へ連署する（74 条）。
- ・ 内閣は、行政権の行使について、国会に対して、連帯して責任を負う（66 条 3 項）。
- ・ 内閣は、その存続が適当でないと考えるときは、いつでも総辞職できる。ただし、(1) 衆議院が不信任を決議したとき、(2) 内閣総理大臣が欠けたとき、(3) 衆議院議員総選挙の後の初めての国会の召集があったときには、必ず総辞職しなければならない（69 条、70 条）。

次回も、引き続き、内閣と行政権について学びます。議会と政府との関係はどうあるべきかと、国民と政府との関係はどうあるべきかについて、考えていくことにしましょう。